

# 平成30年度の事業者によるダイオキシン類測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法により、廃棄物焼却炉などの特定施設の設置者は、施設から排出される排出ガス等に含まれるダイオキシン類を測定し、その結果を本市に報告することが義務付けられています。

## 1 大気基準適用施設測定結果の概要

### (1) 本市清掃工場

本市の4工場9施設の排出ガス濃度は最小 0.00000012、最大 0.16(ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)で、いずれも排出基準内でした。

### (2) 本市清掃工場を除く廃棄物焼却炉

対象となる18施設の排出ガス濃度は最小 0.000027、最大 5.8(ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)で、いずれも排出基準内でした。

### (3) アルミニウム合金製造施設

対象となる3施設の排出ガス濃度は最小 0.0000020、最大 0.0000024(ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)で、いずれも排出基準内でした。

[1 ng(ナノグラム)=10億分の1 g]

## 2 水質基準対象施設測定結果の概要

対象となる下水処理場4事業場の排水濃度は最小 0.00017、最大 0.00074(pg-TEQ/L)で、いずれも排出基準(10 pg-TEQ/L)を下回っていました。

[1 pg(ピコグラム)=1兆分の1 g]

## 3 各事業所の測定結果

### (1) 大気基準適用施設【特定施設の種類:廃棄物焼却炉】

工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地	大気排出基準(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	排出ガス(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)※1		燃え殻(ng-TEQ/g)※1※2		ばいじん(ng-TEQ/g)※1※2		備考
			試料採取年月日	測定結果	試料採取年月日	測定結果	試料採取年月日	測定結果	
広島市中工場	中区南吉島一丁目5-1	0.1	H30.9.28	0.0000017	H30.9.28	0.0019	H30.9.28	0.79	1号
		0.1	H30.8.24	0.00000015					2号
		0.1	H30.10.25	0.00000012					3号
広島市南工場	南区東雲三丁目17-1	1	H30.10.29	0.063	H30.10.29	0.0071	H30.10.29	0.071	1号炉
			H31.2.18	0.11					2号炉
		1	H30.8.27	0.07					2号炉
			H31.1.21	0.16					
広島市旭町水資源再生センター	南区宇品東四丁目2-27	5	—	—	—	—	—	—	休止中
株式会社センタークリーナー出島工場	南区出島一丁目20-3	10	H30.12.12	0.23	H30.12.17	0.000072	H30.12.17	9.2※3	
広島市西部水資源再生センター	西区扇一丁目1-1	5	H30.8.9	0.000034	H31.1.17	0.0096	H30.6.6	4.5E-06	1系
		5	H30.8.9	0.000027	H30.7.4	0.0046	H30.7.18	0.00012	2系
株式会社 曾我工業	西区山田町甲27	10	H30.12.18	0.55	H30.12.24	0.033	H30.12.24	0.076	
カ山総合建設株式会社	西区古江西町21-27	10	—	—	—	—	—	—	休止中
戸山カンツリークラブ	安佐南区沼田町大字阿戸字城山1568-1	10	—	—	—	—	—	—	休止中
株式会社 リサイクル広島	安佐南区伴北五丁目3353-2	5	—	—	—	—	—	—	休止中
広島市安佐南工場焼却施設	安佐南区伴北四丁目3990	0.1	H30.8.10	0.000015	H30.7.10	0.000014	H30.7.10	0.07	1号炉
		0.1	H30.7.10	0.00000068					2号炉
広島市安佐北工場	安佐北区可部町大字中島字丸田1460-1	1	H30.7.10	0.0036	H30.7.10	5.2E-07	H30.7.10	0.022	1号炉
			H31.1.9	0.015					2号炉
		1	H30.8.8	0.04					
			H30.12.7	0.01					
三和工業株式会社	安佐北区安佐町後山570-1	10	H30.10.30	0.015	H30.10.30	0.0005 0.0000022	H30.10.30	0.063	
(有) 秀知産業	安佐北区安佐町小河内字上堂原4759	5	H30.10.27	2.6	H30.10.29	0.00011	—	—	
広島市安佐動物公園	安佐北区安佐町大字動物園	10	H30.9.13	0.053	H30.9.14	8.2E-07	H30.9.14	0.037	
有限会社ホクブ	安佐北区可部町大字今井田字観音谷371-6	10	H30.11.21	5.8	H30.12.18	0.16	—	—	
有限会社藤田資材	安佐北区口田南五丁目665	5	H30.5.30	1.1	H30.2.26	1.8	H30.2.26	0.027	
動物管理センター可部焼却場	安佐北区大林町184-1	10	—	—	—	—	—	—	休止中
オオノ開発 広島事業所	安佐北区大林町字人甲87	1	—	—	—	—	—	—	休止中
株式会社 山陽レック	安佐北区大林町字人甲6-1	1	H30.6.1	0.026	H31.1.23	0.19	H31.2.19	0.93	

東洋合成株式会社	安佐北区白木町大字志路 字松ヶ平1356	5	H30.4.6	2.3	H31.1.4	0.042	H30.4.6	0.012	
株式会社誠斗建設（旧 南原運送有限会社）	安佐北区高陽町狩留家字 麻下山617-19	5	—	—	—	—	—	—	休止中
将英運送株式会社	安芸区上瀬野町字讃岐田	5	H30.12.3	4.4	H30.12.3	1.7	H30.12.3	0.0059	
田村木材工業（株）矢 野工場	安芸区矢野新町一丁目1-5	5	H30.3.2	0.0096	H30.3.5	0.0018	H30.3.5	0.000003	
株式会社カンサイ 本 社工場	佐伯区五日市町大字石内 460	10	H30.11.26	0.22	H30.11.26	0.57	H30.11.26	0.13	焼却炉
		10	H30.10.18	0.0017	H30.10.18	0.0057	H30.10.18	0.0068	ロータリーキルン
（株）環境開発公社	佐伯区五日市町大字石内 字笹ヶ原460-18	10	H29.11.20	1.5	H30.1.12	0.00018	H30.1.12	0.015	
エコラウンド（株）環 境事業所	佐伯区五日市町大字石内 2047	5	—	—	—	—	—	—	休止中
平和実業株式会社	佐伯区五日市町大字石内 字笹利2041	10	H30.10.23	0.089	H30.10.24	0.000026	H30.10.24	0.004	

※1 表中の「—」は自主測定義務のないものを示します。

〔TEQとは、ダイオキシン類の各異性体濃度を、最も毒性が強い2,3,7,8-TeCDDに換算して合計していることを示します。〕

※2 燃え殻、ばいじんの基準は3 ng-TEQ/g

※3 基準を超えたばいじんは、外部に流出しないよう保管され、令和元年5月7日に処分が完了しました。

(2) 大気基準適用施設【特定施設の種類の種類:アルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉】

工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地	大気排出基準 (ng- TEQ/m3N)	排出ガス (ng-TEQ/m3N)		備考
			試料採取 年月日	測定結果	
広島アルミニウム工業 (株)可部工場	安佐北区大林四丁目1-1	5	H30.7.14	0.000002	溶解炉
		1	H30.7.13	0.0000023	溶解炉
		5	H30.8.1	0.0000024	乾燥炉

(3) 水質基準対象施設【特定施設の種類の種類:下水道終末処理施設】

工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地	水質排水基準 (pg- TEQ/L)	排水 (pg-TEQ/L)		備考
			試料採取 年月日	測定結果	
広島市江波水資源再生 センター	中区江波西一丁目15-54	10	H30.8.8	0.00074	
			H31.1.10	0.00022	
広島市旭町水資源再生 センター	南区宇品東四丁目2-27	10	H30.8.8	0.00037	
			H31.1.10	0.00028	
太田川流域下水道東部 浄化センター	南区向洋沖町1-1	10	H30.10.4	0.00017	
広島市西部水資源再生 センター	西区扇一丁目1-1	10	H30.8.8	0.00064	
			H31.1.10	0.0002	